

## 小坂町地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は小坂町地域公共交通活性化協議会が発注する「小坂町地域公共交通計画策定支援業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

小坂町地域公共交通計画策定支援業務委託

#### (2) 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

#### (3) 予算概要

本業務に係る予算は、9,823,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）となっていることから、業務委託料の積算にあたっては、予算の範囲内とすること。

#### (4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 3 契約方法

本業務は、企画力による比較が重要であることから、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定し、小坂町公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）との間において契約を締結する。

### 4 小坂町地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会の設置

協議会内に企画提案者の評価及び受託候補者を選定するため、小坂町公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### 5 参加資格

本公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく小坂町入札参加制限、また小坂町が行う競争入札に関する指名の停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

④ 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に、本件と同種又は類似業務と認められる業務の履行実績があること。

## 6 参加表明等の提出

参加希望者は、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企業概要書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）

過去5年度間に地方自治体において同様の業務の受託実績がある場合。

- ④ 秋田県内における異業種業務実績書（様式4）

過去5カ年（令和3年4月1日以降）における、「③業務実績書」以外の業務実績を記入すること。ただし、元請けとして契約した業務のみに限る。

### (2) 提出期間

令和8年4月22日（水）17時まで（必着）

### (3) 提出先

小坂町地域公共交通活性化協議会事務局（小坂町役場 総務課企画財政班）

〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 担当：阿部、本田

TEL：0186-29-3907 FAX：0186-29-5481 Mail：kikaku@town.kosaka.akita.jp

### (4) 提出部数 1部

### (5) 提出方法 持参又は郵送（当日までに必着）

## 7 本要領の内容等についての質問の受付及び回答

(1) 受付日時 令和8年4月22日（水）17時まで（土・日、祝日を除く）

(2) 受付場所 上記6(3)に同じ

(3) 受付方法 質問書（様式8）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法 質問に関する回答は、全ての参加希望者に対し、電子メールで回答する。

## 8 企画提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に持参又は郵送により、提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式5） 1部
- ② 企画提案書（任意様式） 10部
- ③ 工程表（任意様式） 10部
- ④ 見積書（任意様式、内訳添付） 1部（本書1部、写し10部）

⑤業務実施体制調書（様式6） 10部

(2) 提出日時 令和8年5月8日（金）17時まで（土・日、祝日を除く）

(3) 提出場所 上記6(3)に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（当日までに必着）

(5) 書式 企画提案書は任意様式とし、A4用紙に印刷した上で、通しでページ番号を付して作成してください。使用する文字は、10.5ポイント以上とする。

## 9 企画の評価

評価項目、評価内容に関しては、次のとおりとする。

評価項目	主な評価内容
企画提案力に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務への取組方針が具体的に確立されているか</li><li>・具体的で実行可能なスケジュールとなっているか。</li><li>・設問設計の考え方、公正は的確な提案となっているか。</li><li>・計画策定の手法課題把握・分析方法が確立されているか。</li></ul>
実施体制に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務を遂行するための十分な実施体制が敷かれているか。</li></ul>
業務実績に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務と同種又は類似の受託実績があるか。</li></ul>
見積金額に対する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。また、予算の範囲において提案されているか。</li></ul>

※ 総合計が同点の場合、価格評価を考慮し決定する。

## 10 プレゼンテーションの実施について

(1) 日時 令和8年5月13日（水）13時30分から（予定）

提案は、企画提案書の提出順とする。

(2) 場所 小坂町役場本庁舎2階 大会議室

鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1

(3) 内容 プレゼンテーションは、質疑等の時間を含めて30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。

(4) 評価 審査委員会において評価審査し、結果を協議会会長へ報告する。

(5) その他 会場にはプロジェクターとスクリーンを用意する。その他必要な機器は参加者が準備することとする。

## 11 受託候補者の決定及び通知

受託候補者の決定においては、審査委員会で厳正公平な審査を行った上で決定し、各企画提案者に郵送により書面で通知する。

## 12 委託契約の締結

契約候補者に選定された者は、本町と協議のうえ、承諾書（様式9）の提出をもって仮契約を締結するものとする。仮契約後、小坂町議会において国庫補助金関係予算が可決された後、本契約の締結を行う。契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行うものとする。

## 13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和8年4月8日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年4月22日（水）17時まで
質問書の提出期限	令和8年4月22日（水）17時まで
質問に対する回答	令和8年4月24日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年5月8日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和8年5月13日（水）13時30分（予定）
選定結果通知	令和8年5月下旬
仮契約締結	令和8年5月下旬

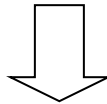
## 14 その他

- (1) 企画提案の作成等、参加に係る一切の経費は参加希望者負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提出をされた全ての書類は、提出後の修正又は変更を認めない。
- (4) 提出書類の著作権は作成した提案者に帰属します。ただし、本町が本プロポーザル方式の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者として決定する。
- (6) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。
- (7) 本プロポーザルへの参加を辞退しようとする場合は、辞退届（様式7）を事務局へ提出すること。

## 小坂町地域公共交通計画策定に伴うプロポーザル実施フロー

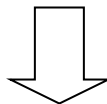
ホームページにより小坂町地域公共交通計画策定に対する  
企画提案の公募を開始

令和8年4月8日（水）



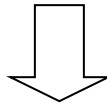
企画提案の参加申し込み

令和8年4月22日（水）17時まで



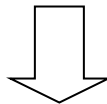
企画提案書の提出

令和8年5月8日（金）17時まで

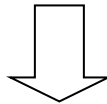


プレゼンテーションの実施

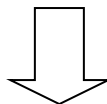
令和8年5月13日（水）予定



小坂町地域公共交通計画プロポーザル審査委員会の開催



審査結果を小坂町地域公共交通活性化協議会会長へ報告



委託予定者と随意契約